小型貨物自動車（長崎４００せ８４８９）外１台定期点検整備外１件　仕様書

１．目的

本業務は、当事務所が所有する小型貨物自動車２台について、定期点検及び整備等を実施し、小型貨客自動車１台については修理を実施するものである。

２．履行期間

契約締結日から令和７年９月２６日まで。

ただし、各点検・検査について以下のとおり定める。

・小型貨物自動車（長崎 400 せ 8489）の６ヶ月点検については令和７年７月１４日まで。

・小型貨物自動車（長崎 400 せ 5593）の継続検査については令和７年８月３０日まで。

３．履行場所

受注者工場（長崎市内に限る）

４．車両引渡・納車場所

長崎市小ヶ倉町３丁目７６－７２　　長崎港湾・空港整備事務所

引取、納車の日時については契約締結後に別途協議するものとする。

５．対象車種・点検整備及び修理内容

（１）車両：小型貨物自動車（日産 NV150AD　DBF-VY12）［長崎 400 せ 8489］

点検整備内容：６ヶ月点検一式

洗車

（２）車両：小型貨物自動車（トヨタプロボックス　DBE-NSP160V）［長崎 400 せ 5593］

点検整備内容：継続検査一式

ワイパーゴム交換（フロント）

バッテリー交換

洗車

自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料についての手続き一式も受注者において実施するものとする。なお、当局は国の機関であるため印紙税は非課税であり、印紙手数料は不要である。

（３）車両：小型貨客自動車（日産セレナ 6AA-HC27）［長崎 501 そ 1807］

修理内容：塗装

６．契約変更

点検の結果、「５．点検整備及び修理内容」に掲げる項目以外で、車両の安全運行及び機能維持に支障のある整備箇所が発見された場合は別途協議することとし、当局が必要と認めた場合は仕様内容を変更した上で整備を実施するものとする。

この場合において、請負代金額、履行期間に変更が必要な場合は協議し契約変更を行う。

７．検査
各車両について、本仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

８．支払
受注者は、上記検査確認後、３台分をとりまとめて請負代金額を請求すること。
発注者は請求書を受理後、30 日以内に振込にて代金を支払うものとする。

９．そ の 他
本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に記載された事項について疑義が生じた場合は、
双方協議のうえ決定するものとする。